

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岐阜労働局

最終更新日：令和8年1月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)キタムラフォーセット	岐阜県関市	R7.1.20	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させずに労働者に砂型の造型作業を行わせたもの。	R7.1.20送検
(株)みやこ産業	岐阜県岐阜市	R7.2.20	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	高さ1.5mを超える屋根上で作業を行わせるに当たり、安全に昇降するための設備等を設けなかったもの	R7.2.20送検
喫茶Kuu 岐阜店	岐阜県関市西田原	R7.3.13	最低賃金法第4条	労働者2名に、7か月分の定期賃金合計約101万円を支払わなかったもの	R7.3.13送検
大高理工(株)	岐阜県大垣市桧町	R7.3.14	最低賃金法第4条	労働者4名に、4か月分の定期賃金合計約245万円を支払わなかったもの	R7.3.14送検
株式会社オーク	岐阜県大垣市南若森町	R7.10.17	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	約1か月の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R7.10.17送検
各務原製作所	岐阜県各務原市各務西町	R7.10.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	約10日の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R7.10.20送検
(株)シー・エフ・ジー 土岐工場	岐阜県土岐市鶴里町柿野	R7.10.20	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令20条	有効な呼吸用保護具を使用させることなく、金属研磨作業を行わせたこと。 無資格の労働者に床上操作式クレーンの業務に就かせたこと。	R7.10.20送検
(株)フォーサイト	岐阜県岐阜市福光西	R7.11.4	最低賃金法第4条	労働者1名に、4か月分の定期賃金合計約74万円を支払わなかったもの。	R7.11.4送検
(株)三樹林業	岐阜県郡上市白鳥町二日町	R7.12.4	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則151条の96	車両系木材伐出機械を用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの。	R7.12.4送検
亀屋商事(株)	岐阜県羽島郡岐南町	R7.12.11	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に最大荷重2トンのフォークリフトを運転させたもの	R7.12.10送検